

条例議案参考資料

(議案第148号・議案第149号)

令和4年第4回(12月)川口市議会定例会

令和4年第4回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第148号参考資料	川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第149号参考資料	川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 1

議案第148号参考資料

川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第16号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（第8条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成18年条例第32号）（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（第10条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

議案第149号参考資料

川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給料表） 第3条（略） <u>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第17条の2に規定する職員には適用しない。</u> 3（略）</p> <p>（勤勉手当） 第16条の4（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5（略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u> <u>（略）</u> <u>別表第2（第3条関係）</u> <u>（略）</u></p>	<p>（給料表） 第3条（略） <u>2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、臨時に雇傭される職員及び市長が別に定める職員以外のすべての職員に適用する。</u> 3（略）</p> <p>（勤勉手当） 第16条の4（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5（略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u> <u>（略）</u> <u>別表第2（第3条関係）</u> <u>（略）</u></p>

○ 川口市職員の給与に関する条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（勤勉手当） 第16条の4 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）</p>	<p>（勤勉手当） 第16条の4 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）</p>

○ 川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第29号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案										現 行																																																																																							
<p>（川口市職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>第2条 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1行政職給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。</p>										<p>（川口市職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>第2条 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1行政職給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。</p>																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</th> <th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>188,000</td><td>215,800</td><td>242,400</td><td>260,100</td><td>279,600</td><td>294,300</td><td>318,800</td><td>357,400</td><td></td> </tr> </tbody> </table>										定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	給料月額		円	円	円	円	円	円	円	円	円		188,000	215,800	242,400	260,100	279,600	294,300	318,800	357,400		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</th> <th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>187,300</td><td>214,900</td><td>241,400</td><td>259,100</td><td>278,500</td><td>293,100</td><td>317,500</td><td>356,000</td><td></td> </tr> </tbody> </table>										定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	給料月額		円	円	円	円	円	円	円	円	円		187,300	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100	317,500	356,000																	
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準																																																																																								
	給料月額	給料月額																																																																																															
	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																								
	188,000	215,800	242,400	260,100	279,600	294,300	318,800	357,400																																																																																									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準																																																																																								
	給料月額	給料月額																																																																																															
	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																								
	187,300	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100	317,500	356,000																																																																																									
<p>別表第2医療職給料表の医療職給料表（1）を次のように改める。</p> <p>医療職給料表（1）</p> <p>（略）</p> <p>別表第2医療職給料表の医療職給料表（2）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。</p>										<p>別表第2医療職給料表の医療職給料表（1）を次のように改める。</p> <p>医療職給料表（1）</p> <p>（略）</p> <p>別表第2医療職給料表の医療職給料表（2）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。</p>																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</th> <th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>215,800</td><td>242,400</td><td>260,100</td><td>279,600</td><td>294,300</td> </tr> </tbody> </table>										定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		円	円	円	円	円		215,800	242,400	260,100	279,600	294,300	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</th> <th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th><th>基 準</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>214,900</td><td>241,400</td><td>259,100</td><td>278,500</td><td>293,100</td> </tr> </tbody> </table>										定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		円	円	円	円	円		214,900	241,400	259,100	278,500	293,100																																
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準																																																																																												
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																												
	円	円	円	円	円																																																																																												
	215,800	242,400	260,100	279,600	294,300																																																																																												
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準																																																																																												
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																												
	円	円	円	円	円																																																																																												
	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100																																																																																												
<p>別表第2医療職給料表の医療職給料表（3）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。</p>										<p>別表第2医療職給料表の医療職給料表（3）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。</p>																																																																																							

のように改める。

定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	215,800	242,400	260,100	279,600	294,300

のように改める。

定年 前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100